

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域低炭素化案件形成支援事業）実施要領

制 定 平成 30 年 8 月 13 日環政計発第 1808133 号

1. 通則

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域低炭素化案件形成支援事業）により実施する事業（以下「補助対象事業」という。）の実施については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域低炭素化案件形成支援事業）実施要綱（平成 30 年 8 月 13 日付け環政計発第 1808133 号。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

2. 補助対象事業の内容等

実施要綱 3 の事業内容は、専門人材による技術的助言等であり、次の（1）から（3）に掲げるとおりとする。

なお、技術的助言等については環境省総合環境政策統括官が別に示す団体（協力専門団体）を活用するものとする。

（1）地方公共団体実行計画（事務事業編）案件形成支援事業

専門人材による助言が次のいずれかに該当し、かつイからウについては、地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置づけられたもの又は位置づけられることが見込まれるもの。

ア 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・評価に係る技術的助言等であること。

イ 市町村等の事務事業における再生可能エネルギーの導入事業に係る技術的助言等であること。

ウ 市町村等の事務事業における省エネルギーの推進に係る技術的助言等であること。

（2）地方公共団体実行計画（区域施策編）案件形成支援事業

専門人材による助言が次のいずれかに該当し、かつ、イからオについては、地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられたもの又は位置づけられることが見込まれるもの。

ア 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定・実施・評価に係る技術的助言等であること。

イ 地域における再生可能エネルギーの利用促進に係る技術的助言等であること。

ウ 区域の事業者や住民による活動の促進に係る技術的助言等であること。

エ 地域環境の整備及び改善に係る技術的助言等であること。

オ 循環型社会の形成に係る技術的助言等であること。

（3）都道府県による市町村等の地方公共団体実行計画策定・実施支援事業

専門人材による助言が次のいずれかに該当すること。

ア 都道府県が実施する、地方公共団体実行計画の策定・改定が困難な複数の市町村等に対する技術的な助言等であること。

イ 都道府県が実施する、地方公共団体実行計画に基づく取組が困難な複数の市町村等に対する案件形成を図る上での技術的な助言又は人材育成の支援等の措置であること。

3. 補助対象事業の実施の手続等

(1) 補助対象事業の計画（以下「事業実施計画」という。）の提出等

実施要綱6の（1）の環境省総合環境政策統括官が別に定める事業実施計画は、別記様式第1により作成し、環境省総合環境政策統括官へ提出するとともに、既に地方公共団体実行計画が策定されている場合は、事業実施計画に添付するものとする。

(2) 事業実施計画の承認等

実施要綱6の（1）の環境省総合環境政策統括官による事業実施計画の承認は別記様式第2により行う。なお、実施要綱6の（2）による変更の申請があった場合も同様とする。

(3) 事業実施計画の変更

ア 実施要綱6の（2）における事業実施計画の変更の申請は別記様式第3により、環境省総合環境政策統括官に提出するものとする。なお、既に変更の地方公共団体実行計画が策定されている場合は、変更の事業実施計画に添付するものとする。

イ 実施要綱6の（2）の環境省総合環境政策統括官が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、協力専門団体の変更、補助対象事業の目的の達成及び事業の遂行に関するものとする。

(4) 補助対象事業の着手

補助対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて補助対象事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ、やむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第4により、その理由及び条件を具体的に明記した地域低炭素化案件形成支援事業費補助金交付決定前着手届を作成し、環境省総合環境政策統括官に提出するものとする。

なお、条件は次のアからウのとおりとする。

ア 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。

イ 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

ウ 当該施策については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(5) 地域低炭素化案件形成支援事業の評価報告書

ア 実施要綱7の（1）の地域低炭素化案件形成支援事業の評価報告書は、別記様式第5により、環境省総合環境政策統括官に提出するものとする。

イ 評価報告書を環境省総合環境政策統括官へ提出したときは、速やかに公表するものとする。

4 補助対象事業の実施に係る留意事項

補助対象事業の実施主体は、補助対象事業の実施に当たって、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 22 条に基づく地方公共団体実行計画協議会を組織している場合は、効果的・効率的な実施に向けて、関係地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の関係者と相互に連携を図り、事業を実施するように努めること。
- (2) 都道府県が 2（3）の事業を実施するときは、当該都道府県の地方公共団体実行計画と支援する市町村等の地方公共団体実行計画の整合を図ること。
- (3) 環境省が策定した地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）策定・実施マニュアル等を参考にすること。

(附則)

この要領は、平成 30 年 8 月 13 日から施行する。